平成 28 年 6 月 27 日

株主各位

株式会社バローホールディングス
代表取締役社長兼会長　田代正美

第59期定時株主総会招集ご通知の一部修正について

平成 28 年 6 月 13 日付けにて、株主の皆様あてにご送付いたしました標記書類につきまして、記載内容に一部誤記がありましたので、本ウェブサイトをもって下記の通り修正のご連絡をさせていただきます。

記

修正箇所

株主総会招集ご通知 18 ページの「Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」について、当該体制の運用状況を含め、全面的に修正するものであります。また、43 ページの第 6 号議案 10 行目につきまして誤記がありましたので修正いたします。

招集ご通知 18 ページ

〈修正前〉

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役を含む全役職員の行動倫理を定めた「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備、維持及び発展を図っております。

② 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして「内部通報規程」を定め、同規程により内部通報制度の運用を行っております。

③ 取締役及び監査室は当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに取締役会及び監査役会に遅滞なく報告することとしております。

④ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度に問題があると認めるときは意見を述べるとともに改善策の策定を求めることが出来るものとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体に記録し保存しております。取締役及び監査役は必要に応じていつでもこれらの文書、電子媒体を閲覧出来る体制を取っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険管理に関する規程として、「リスクマネジメント規程」を定めております。この規程により、全社的な損失の危険を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。また、監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を取っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役を含めた全役職員が共有する中期経営計画を策定しております。

② 中期経営計画を達成するために年度事業計画を策定し全役職員で共有しております。

③ 取締役は計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策定しております。

④ 取締役会は、原則月 1 回を目途に開催しております。また必要に応じて適時臨時取締役会も

開催しております。
⑤ 取締役は、月に 2、3 回開催される部長会にも参加し、職務に関する執行状況の報告、必要な情報の収集を行っております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の「企業倫理憲章」をグループ企業全社に適用し、グループの取締役・職員一体となった遵法意識の醸成を図っております。
② 当社の職務権限基準をグループ企業に準用しております。
③ グループ経営執行会議を開催し重要事項の決定及び情報の共有を図っております。
④ 当社監査室がグループ企業に対する内部監査を実施しております。
⑤ グループ企業ごとに事業計画を策定し、当社においても計画の達成状況を定期的に管理し、必要な措置を講じております。
⑥ 当社「内部通報規程」をグループ全社に適用し、当社内部監査室をコンプライアンスに関するグループ全社の通報窓口としております。
⑦ 当社グループ企業は、反社会的勢力に対しては、企業倫理憲章に基づき毅然とした態度で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役又は監査役会は監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来ることとしております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役又は監査役会から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、監査室長の命令を受けないこととし、また、監査役補助者の任命・評価・異動・懲戒は監査役会の意見を徴しこれを尊重するものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項は速やかに報告するものとしており、また、監査室の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を定期的に報告することとしております。報告方法については取締役会と監査役会との協議によるものとしており、また、監査役は、必要に応じていつでも取締役会及び使用人に対して報告を求めることが出来るものとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、また、会社は監査役会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

10. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社及びグループ企業は、財務報告に係る内部統制が有効且つ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正措置を講ずるものとしております。

〈修正後〉

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要

１．当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をコンプライアンス体制と位置づけ、以下の体制をとるものとする。

① コンプライアンス体制の基礎として取締役を含む全役職員の行動倫理を定めた「企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備及び維持、発展を図る。
② 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置き、全社的な内部監査を行なう。

③　取締役及び監査室は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、また遅滞なく取締役会等にも報告する。

④　法令違反その他のコンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして「内部通報規程」を定め、同規程により内部通報制度の運用を行なう。

⑤　監査役及び社外取締役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じて、いつでも、これらの文書等を閲覧できる体制とする。

３．当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程として、「リスクマネジメント規程」を定める。この規程により、全社的な損失の危険（以下、リスクという）を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。また、監査室が必要に応じてリスクの管理状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制とする。

４．当社及び当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、取締役等という）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に掲げる体制により、当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

①　取締役会は、当社及び当社の子会社の全役職員が共有する中期経営計画を策定する。

②　中期経営計画を達成するために、当社及び当社の子会社は、事業年度毎に年度事業計画（年度予算、年度行為計画）を策定し、全役職員で共有する。

③　当社及び当社の子会社の取締役は、年度事業計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策定する。

④　当社及び当社の子会社の取締役は、定期的に行われる取締役会及び必要に応じて適宜臨時に行われる取締役会において、議長又は他の取締役の要請に基づき職務の執行状況を報告する。

⑤　当社及び当社の子会社の取締役は、職務に関する執行状況の報告や必要な情報収集を行い、必要に応じて改善策を策定する。

５．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

以下の体制によって当社並びに子会社からなる企業集団（以下、グループという）の業務の適正を確保し、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制をとる。

①　当社の「企業倫理行動指針」をグループ全社に適用し、グループの取締役・職員一体となった遵法意識の醸成を図る。

②　グループ経営執行会議を設け、重要事項の承認、情報の共有化を図る。

③「グループ関係会社管理規程」及び「グループ関係会社権限規程」を定め、その規定に基づいた一定の事項について、子会社は当社に報告することを義務付ける。また、一定の基準を満たすものについては、当社取締役会又はグループ経営執行会議への付議事項とする。

④　当社監査室がグループ全社に対する内部監査を実施する。

⑤　子会社の年度事業計画について、当社においてもその達成状況を定期的に管理し、必要な措置を講ずる。

⑥　当社の「内部通報規程」をグループ全社に適用し、当社の監査室をコンプライアンスに関するグループ全社の内部通報窓口とする。

⑦　当社グループは、反社会的勢力に対しては「企業倫理行動指針」に基づき、毅然とした態度で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持する。

６．当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社には、当社の「リスクマネジメント規程」に準拠した規程を定め、損失の危機を管理する。また子会社は、当社の「グループ関係会社管理規程」に基づき、リスクに関する重要な事項について当社に報告する。

７.当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

以下の体制により、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する。

①　当社のコンプライアンス委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。

②　当社のリスクマネジメント委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。

③　当社の監査室の監査対象に、当社の子会社を含むものとする。

④　当社及び子会社の取締役並びに当社の監査室は、子会社の法令違反や定款不適合を発見した場合は、当社の監査役及び取締役会に報告しなければならない。

⑤　内部通報制度の対象は、当社のみならず子会社を含み、子会社の取締役や従業員も当社への内部通報等が出来るものとする。

⑥　当社の監査役及び社外取締役は、当社のみならず子会社の法令遵守体制や内部通報制度に問題があると認めるときには、取締役会で意見を述べて改善策の策定を求めることが出来るものとする。

８.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

以下の体制により、当社の監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合に対する事項及びその使用人の独立性並びに監査役の指示の実行性を確保する。

①　監査役又は監査役会は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

②　監査役又は監査役会から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、監査室長の命令を受けない。また、監査役補助者の任命・評価・異動・懲戒は、監査役会の意見を徴し、これを尊重しなければならない。

③　監査室所属の職員は、監査役から職務の補助を求められた場合は、忠実に監査役の指示命令に従わなければならない。監査役の指示と監査室の方針が異なる場合は監査役の指示命令が優先する。

９．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役又は監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項があった場合には、速やかに報告する。また、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を定期的に報告する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議によるものとする。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。

10.当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

11.前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」における通報先は監査室に加え、当社の監査役を含むものとする。また、グループ全社に適用する「内部通報規程」により、通報者・報告者は、不利益な取り扱いを受けない。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部のアドバイザーを任用する費用の他、調査に必要な監査費用を請求した場合は、その費用を負担する。また、費用の前払いが必要なときは前払いを行う。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役又は監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することを求めることが出来るものとする。また、当社は、監査役又は監査役会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

１．内部統制システムに関する取り組み

当社は、会社法が定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針にについて、平成 27 年 5 月の会社法改正への対応するため、同月 18 日開催の取締役会にて修正決議をいたしました。また、平成 27 年 10 月 1 日をもって当社が持株会社に移行したこととともにコーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みを反映するため、同年 12 月 14 日開催の取締役会において修正決議をいたしました。

２．リスク管理体制に関する取り組み

当社は、平成 27 年 10 月 1 日の持株会社への移行を機に、「リスクマネジメント部」を新設しました。当社グループが食品を中心とする小売業を営むことから、リスクマネジメント部には、お客様相談室、品質管理室、法務室を置き、グループ全体でのお客様情報、品質管理に関する情報の共有を目的とし、毎月「リスクマネジメントグループ会議」を開催し、グループ各社の情報共有に関する取り組みとともに、専門家を招いた勉強会を開催しました。

３．取締役等の効率的な職務の執行に関する取り組み

当社は、平成 27 年 6 月に、「取締役会規程」、「組織及び業務分掌規程」、「職務権限規程」を改訂し、当社及び当社子会社の取締役等の職務権限を見直し、効率的な職務の執行に資する体制といたしました。

４．グループ会社における業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、平成 27 年 6 月に「グループ経営執行会議規程」を新設し、毎月開催されるグループ経営執行会議にて、当社及び当社子会社における重要事項について審議するとともに、グループ各社の情報を共有する体制といたしました。

５．監査体制に関する取り組み

当社は、平成 27 年 6 月開催の定時株主総会において、新たに社外取締役 2 名を選任しました。社外取締役は、就任後開催された全ての取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、監査役会、会計監査人、監査室と監査等に関する情報共有の場を設けております。

招集ご通知 43 ページ 10 行目

〈修正前〉

承認可決を条件に監査等委員会である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

〈修正後〉

承認可決を条件に監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上